

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 お薬代負担軽減のご案内

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、お薬代が安くなる可能性がある方に対し、参考までにどのくらい安くなるのかお知らせする「お薬代負担軽減のご案内」を10月に送付します。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許期間の終了後に、先発医薬品と同じ成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬で、お薬の価格が2割～8割程度安いのが特徴です。

ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。
詳しくは、青森県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

2 健康診査を受けましょう

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまたは、いきいき健康推進課までお問い合わせください。

3 年齢到達などにより後期高齢者医療制度に加入する方へ

年齢到達などにより、年度途中で後期高齢者医療制度に加入することになった方の保険料は、原則年金から特別徴収（年金から天引き）されますが、特別徴収されるまで時間がかかる為、しばらくの間納付書で支払っていただくことになります。

新たに後期高齢者医療制度に加入する方や、納付方法が変更となる方など、保険料の納め忘れが多くなっていますので、口座振替による納付をおすすめします。納付書でのお支払いは口座振替に変更でき、一度申請していただければ継続して口座振替されます。

これまで、国民健康保険税を口座振替で納付していた方でも、改めて申請が必要になりますので、ご注意ください。

4 保険料を納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。

- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、税務住民課国民健康保険グループまでお早めにご相談ください。
- ・納付書でお支払いの方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は市町村の担当課または金融機関で随時受付しております。詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。

5 かかりつけ薬局を持ちましょう

いつも利用する「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）管理や、飲み合わせによる副作用の防止など健康管理をサポートしてくれます。かかりつけ薬局を持ちましょう。

<問合せ先> 東通村税務住民課国民健康保険G (☎0175-27-2111)
東通村いきいき健康推進課 (☎0175-28-5800)
青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)